令和 ８ 年 ６ 月 ５ 日提出

市道の廃止について

市道を次のように廃止する。

熊本市長　　大　西　一　史

議案番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
議第２０７号	護藤町 第３４号線	南区護藤町１１３４番５　　地先 南区護藤町１１３４番８　　地先	
議第２０８号	新大江３丁目 第８号線	中央区新大江３丁目８１８番４　　地先 中央区新大江３丁目８０８番１１　　地先	

（提出理由）

次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(1)　開発行為

(2)　払下げ